

## 事業リスタート支援資金

～ 既往借入金の借換等を検討中の事業者向け事業用資金～

新型コロナウイルスの感染症等の影響により、既往債務の返済が難しくなっており、経営改善や事業再生を目指す県内中小企業・小規模事業者向け資金を創設しました。

最長15年での利用が可能で、既往借入金をゆるやかに返済することができます。



### 1 融資条件

#### お申し込み いただける方

以下①～③を満たす中小企業・小規模事業者

- ① 県内で保証協会の保証対象となる事業を営んでいる方
- ② 経営サポート会議等により、債権者の合意を経て経営改善計画や事業再生計画を策定した方
- ③ その他、「大分県事業リスタート支援資金特別融資要綱」に定める要件を満たす方

#### 担保等

- ・原則として法人代表者を除いて、保証人は徴求しません
- ・担保については必要に応じて徴求します

#### 資金使途

運転資金・設備資金  
(経営改善計画や事業再生計画の実施に必要なものに限る)

#### 融資限度額

2億8,000万円

#### 融資期間

15年以内  
(うち据置5年以内)

#### 融資利率

年1.80%～  
(10年以内の場合)

#### 保証料率

0.15%

### 2 申込先 (ご融資は金融機関からとなります)

大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、北九州銀行、横浜幸銀信用組合

### 3 資金に関するお問い合わせ先

大分県商工観光労働部 経営創造・金融課  
大分市大手町3丁目1番1号  
TEL (097) 506-3226

融資の流れは  
ウラ面



## [参考] 事業リスタート支援資金利用の流れ（例）

### 1 表面「2 申込先」金融機関に相談

※利用にあたっては「経営改善計画」や  
「事業再生計画」の策定が必要です

（例）「県の事業リスタート支援資金を使いたい」



### 2 金融機関、信用保証協会による審査



### 3 利用諾否の決定

※融資後は、四半期に1回金融機関へ計画実行状況等の報告が必要です